

岩沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(新規制定)

本条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園制度)の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの

【条例制定の背景】

児童福祉法の一部改正により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園制度)が定められ、当該事業の設備及び運営について市町村が条例で基準を定めることとされたため、内閣府令で定める基準を基に本条例を制定するもの

【条例の主な内容】

- (1) 職員配置に関する基準 (資格、従事者数 等)
- (2) 設備に関する基準 (保育室等の面積、調理設備、対価基準 等)
- (3) 運営等に関する基準 (安全計画、重要事項に関する規程の策定、食事提供 等)